

江戸川区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇年〇月〇日に締結した「〇〇〇〇指定管理者基本協定書」（以下「指定管理基本協定書」という。）第〇条第〇項、第〇項及び第〇条第〇項に定める小規模修繕等の業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、〇〇〇〇の小規模修繕業務等に必要な次の業務（以下「本委託業務」という。）を乙に委託する。

- （1） 区が指定した工事及び施設管理上緊急を要する工事に関すること。
- （2） 区が指定した備品及び施設管理上緊急を要する備品の修繕に関すること。
- （3） 区が指定した備品及び施設管理上緊急を要する備品の購入に関すること。
- （4） その他施設管理上緊急性があると区が認めた業務に関すること。

（遵守義務）

第2条 乙は、本委託業務の執行にあたっては、この契約の条項及びこれに基づく甲の指示、江戸川区会計事務規則に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇〇円（消費税相当額を含む。）とする。

- 2 甲は、前項の委託料を年度当初に乙の請求により概算払いで支払うものとする。
- 3 前項の支払いは、乙の請求のあった日から2週間以内に支払うものとする。
- 4 本業務に係る経費は、指定管理基本協定第〇条〇項に定めた銀行口座で管理しなければならない。

（業務の執行）

第4条 乙は、別紙仕様書に基づき、効果的に業務を執行するものとする。

（委託料の変更）

第5条 この契約の締結後生じた事由のため、本委託業務の執行に要する費用に変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、委託料を変更することができるものとする。

（委託料の精算）

第6条 乙は、支払いを受けた委託料の執行の内容を明らかにした精算書を、事業終了後速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により精算した場合において精算残金を生じたときは、速やかに甲に返納しなければならない。

（報告の聴取及び調査）

第7条 甲は、乙に対し、本委託業務の実施状況について説明もしくは報告を求め、帳簿その他関係書類を閲覧し、又は調査することができる。

（賠償責任）

第8条 乙は、その責に帰すべき事由により、甲に対して損害を与えたときは、その損害賠償責任を負うものとする。

(指導・助言)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、本委託業務の執行について乙に対し指導助言することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が指定管理基本協定書の第23条1項の定めにより指定の取消しをされた場合は、この契約を解除することができる。

2 上記により契約を解除した場合は、本契約第6条に定める委託料の精算を行わなければならない。

3 甲は、前項の規定により生じた乙の損害については、その賠償の責は負わないものとする。

(契約の期間)

第11条 この契約の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(疑義の決定等)

第13条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じた場合、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

令和○年○月○日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

甲 江戸川区長 斉 藤 猛

〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇〇〇に係る小規模修繕業務等委託仕様書

第1 契約第1条に定める業務の内容

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 工事に関すること【維持補修費】 | 〇〇〇〇円 |
| (1) 区が指定する工事（下記費用は概算） | |
| (2) その他施設管理上緊急を要する工事 | |
| 2 備品の修繕に関すること【運営費】 | 〇〇〇〇円 |
| 3 備品の購入に関すること【運営費】 | 〇〇〇〇円 |
| (1) 区が指定する備品の購入 | |
| (2) その他施設管理上緊急を要する備品の購入 | |
| 4 その他施設管理上緊急性があると区が認めた業務【維持補修費】 | 〇〇〇〇円 |

第2 契約第3条に定める委託料の内訳（消費税相当額を含む）

※合計金額千円未満切上げ

維持補修費	〇〇〇〇円
運営費	〇〇〇〇円
合計	〇〇〇〇円

第3 契約第4条に定める業務の執行について

- 1 あらかじめ区が具体的な内容を指定した場合を除き、工事、修繕及び備品の購入の必要性が生じた場合は、事前に甲に対して「執行伺書」を提出し、了承を得てから実施すること。（緊急性が高い場合は事後の協議でも可能とする。）
- 2 業務の執行にあたっては、その内容や金額の妥当性を精査し、区内業者で履行できるものは区内業者に発注する等、甲の方針に充分配慮すること。
- 3 乙は本業務に係る報告等について区の指示に従い書類を提出すること。

第4 契約第6条に定める委託料の精算について

事業終了後、精算書及び精算報告書を提出し一括精算する。